

国勢調査

Q&A

みなさんの疑問にお答えします

Q どのようなことが分かるの？

A 高齢化が進んでいる地域や世帯構造の変化などについて、

全国レベルで詳細なデータを得ることが出来ます。また、都市計画や国土計画に欠かせない地域ごとの人口移動などの情報を知ることが出来ます。

Q 調査結果はどのように利用されるの？

A 国や都道府県・市区町村で行う行政の基礎資料として活用されるほか、教育研究機関や企業など幅広い分野で利用されます。行政が利用している代表的なものは、衆議院議員の小選挙区割りや地方交付税の算出などに「法定人口」として利用されるほか、福祉政策や防災対策など様々な施策の基礎データとして欠かせません。

Q どうしても回答しなければいけないの？

A 公正で効率的な行政を行うためには、日本に住むすべての人からの漏れのない正確な回答が必要で、そのため、すべての方に回答をしていただくこととしています。

Q 調査するのはどんな項目？

A 今回の国勢調査は、表のような20項目を調査します。収入や所得に関する項目はありません。

Q どうやって回答すればいいの？

A 9月下旬から、調査員が各世帯を訪問して調査票を配布しますので、配布された調査票に記入してください。

調査票には黒鉛筆でマークを塗りつぶしたり、数字等を記入して回答するようになっています。それを機械が読み取りますので、調査表を破いたり、汚したりしないようお願いいたします。

記入していただいた調査票は、調査員が回収に伺いますので、封筒（調査書類収納封筒）に入れて調査員に渡してください。また、郵送提出用封筒で郵送提出することもできます。

調査項目

■世帯員に関する項目

- ①氏名
- ②男女の別
- ③出生の年月
- ④世帯主との続柄
- ⑤配偶の関係
- ⑥国籍
- ⑦現在の住居における居住期間
- ⑧5年前の住居の所在地
- ⑨在学、卒業等教育の状況
- ⑩就業状態
- ⑪所属の事業所の名称及び事業内容
- ⑫本人の仕事内容
- ⑬従業上の地位
- ⑭従業地または通学地
- ⑮従業地または通学地までの利用交通手段

■世帯に関する項目

- ①世帯の種類
- ②世帯員の数
- ③住居の種類
- ④住宅の建て方
- ⑤住宅の床面積の合計

調査の流れ

総務省統計局⇩都道府県（佐賀県）⇩市区町村（多久市）⇩国勢調査指導員⇩国勢調査調査員⇩世帯

※指導員及び調査員は、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。

Q 調査の対象や場所は？

A 10月1日現在、日本国内に住んでいるすべての人が対象です。3か月以上住んでいるか、住むことになっている場所で、世帯ごとに行われ、外国人も調査対象です。



Q 記入した調査票はどうなるの？個人情報は大丈夫？

A 国勢調査に従事する人には、統計法で厳しい守秘義務が課せられています。また、いただいた回答は、個人が特定できないかたちで、統計の作成や分析の目的のみ利用されます。

さらに、調査票は、外部に漏れないように厳重に管理し、集計が終わると、完全に溶かし、再生紙となります。

■問い合わせ

総務部 経営統括室
広報統計係 ☎75-2116